



長野県報

3月30日(金)
平成19年
(2007年)
号外

目次

条例

地方自治法の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課) 1

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 3

公告

会計局会計管理者印の新調(情報公開・法務課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 地方税法の一部改正等に伴い、次のように改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 個人の事業税

課税対象事業から助産師業を除外することとしました。

(2) 不動産取得税

不動産取得税の減額措置の適用期限を平成21年3月31日(改正前平成19年3月31日)まで延長することとしました。

(3) 県たばこ税

特例税率を廃止し、当該税率を本則の税率とすることとしました。

(4) 自動車取得税

環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置の適用期限を、対象を限定した上で平成21年3月31日(改正前平成19年3月31日)まで延長することとしました。

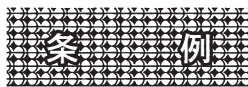
(5) 狩猟税

網・わな狩猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されることに伴い、各々に係る税率を設定することとしました。

(6) 課税免除

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域の事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の適用期限を平成21年3月31日(改正前平成19年3月31日)まで延長することとしました。

2 この条例は、平成19年4月1日(1(5)については平成19年4月16日)から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第32号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「、第40項及び第41項」を「及び第40項から第42項まで」に改め、同条第5項中「第53条第41項」を「第53条第42項」に、「第42項」を「第43項」に改める。

第38条の5第4号中「第72条の2第9項第4号、第5号」を「第72条の2第9項第5号」に改める。

第40条第2項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第6項中「同法同条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第7項中「本条中」を「この条において」に改め、同条第14項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

第41条の4中「898円」を「1,074円」に改める。

第141条第1項第1号及び第2号中「網・わな猟免許又は」を削り、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 8,200円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

第142条の2中「第141条第1項第2号」の次に「又は第4号」を加える。

第144条第1項の表の過疎地域の項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に、「風俗関連営業」を「店舗型風俗特殊営業」に改める。

附則第3条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に改める。

附則第3条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第2号」に改める。

附則第13条の3第1項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第16条第1項及び第3項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同条第5項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第17条第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行なわれた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第19条第2項中「附則第17条の2第1項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則附則第11条の2に規定するもの」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日」に改め、同条第5項を第6項とし、同条第4項中「道路運送車両法第40条第3号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「附則第17条の2第3項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「又は前項」を「から前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)に、「附則第12条の2第1項」を「附則第12条第1項」に、「第2条第10項」を「第2条第14項」に、「附則第12条の2第2項」を「附則第12条第2項」に、「(以下この項において「特定自動車」という)を「をいう。以下この項において同じ)」に、「平成11年4月1日から平成19年3月31日」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の施行規則附則第12条第3項に規定するものである場合にあつては100分の2.7を、当該特定自動車乗用車その他の施行規則附則第12条第4項に規定するものである場合にあつては100分の1.8（当該取得が平成19年4月1日から平成20年3

月31日までの間に行なわれた場合にあつては、100分の2)」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 車両総重量が3.5トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第5項に規定するもの
 - ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第6項に規定するもの（以下この号において「平成17年特定軽量車基準」という。）に適合すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が平成17年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - ウ 附則第17条の2第3項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項に規定するもの
 - ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条第8項に規定するもの（以下この号において「平成17年特定重量車基準」という。）に適合すること。
 - イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第19条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第11条の3第1項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われたときに限り、第118条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

- (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第11条の3第2項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則附則第11条の3第3項に規定するもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第11条の3第4項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素

酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第11条の3第5項に規定するもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第141条第1項及び第142条の2の改正規定は、同年4月16日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前にされたこの条例による改正前の長野県県税条例第40条第2項の規定による家屋の新築後最初に行なわれた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

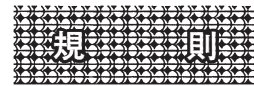
6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第19条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項に規定するもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する規定の適用)

8 新条例第141条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第21号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号まで中「吏員」を「職員」に改め、同条第4号中「県吏員」を「県職員」に改める。

第120条を次のように改める。

(情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る徴収金に係る手続等に関する用語の定義)

第120条 この条から第122条までにおいて使用する情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る徴収金に係る手続等に関する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。次条第1項において「情報通信技術利用法」という。)、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号。次条第1項において「情報通信技術利用条例」という。)又は長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号。第122条第3項において「情報通信技術利用条例施行規則」という。)において使用する用語の例による。

第5章中第120条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による申請等における事前届出)

第121条 情報通信技術利用法第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。)を使用して県税に係る徴収金に係る申請等(この項又は第4項の規定による届出を除く。)を行おうとする者(電子情報処理組織を使用して、他の地方団体に対し、税務代理(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第1号に規定する税務代理をいう。次項において同じ。)を行うための事前の届出を既に行った者を除く。)は、当該申請等に係る電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 対象とする手続の範囲

(3) その他参考となるべき事項

2 前項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に電子署名を行い、当該署名に係る電子証明書を添付しなければならない。ただし、当該届出を行おうとする者であつて、税務代理により同項に規定する申請等を行わせようとするものである場合又は他の地方団体から既に同項に規定する申請等に使用する識別符号及び暗証符号の通知を受けたものである場合にあつては、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、同項に規定する申請等に使用する識別符号及び暗証符号を通知し、当該申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。ただし、当該届出を行つた者が前項ただし書の規定による通知を受けたものである場合にあつ